

# 平成30年度も全相協は本協会の自主事業として 全国各地で 「全相協消費者講座 ～消費者市民社会の形成を目指して～」 を展開します！

(公社) 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田 悦子

本協会が平成13年度以降、国民生活センターから受託してきました「出前講座」に代え、本協会では27年度から自主事業として「全相協消費者講座」を実施しております。

お陰様で皆様に大変ご好評をいただき、平成27年度から平成29年度までの3年間で900件（H30.2月末現在）の講座を開催することができました。

本協会会員は講座内容の質をあげるためにそれぞれに創意工夫、日々研鑽し、各方面でも高い評価を受けています。また、消費者講座を全国津々浦々に届けるため、会員が講座開催先の開拓もしております。

本来、地方自治体がその地域の住民を守るために、自ら消費者啓発の講座を実施すべきところ、自治体の財政状況やその自治体に勤務する消費生活相談員の実情などから、実施できないところもあり、特に、山間部、島しょ部などへ講座を届けることは今でも困難です。

本協会は、公益社団法人としての役割を果たすべく、平成30年度も自主事業として「全相協消費者講座」を実施いたします。

ただし、自主事業であることから、本協会で負担できる費用には限りがあり、受け付けることができる条件等がございます。実施要領は下記をご参照ください。

なお、本事業の平成30年度の受託可能件数は200件です。200件に達し次第終了となります。

先着順受付のため、全国各地からお早目のお申し込みをお待ちしております。

## 記

### 1. 講座の目的

全国の消費生活センター等には年間約90万件の消費者相談が寄せられています。高齢者に多い消費者トラブルは、電話勧誘販売や家庭訪販、また最近ではインターネット通販による被害も増えていきます。社会経験が十分でない若者ではスマートフォンやネット関連トラブル、マルチ商法による被害があります。全相協消費者講座では、このような消費者トラブルへの対処法や、契約の基礎知識などを身につけて頂きます。高齢者や子どもに起こりやすい危害・危険情報に対する注意喚起および事故防止のアドバイスも必要に応じていたします。さらには、消費者被害の未然防止のために、いまや地域で連携して見守り活動を行うことが大変重要です。「気づいてつなぐ」見守りの方向けの講座も充実しています。消費者市民社会の形成を目指して、消費生活の安全・安心にかかわる情報を対象者に合わせて、わかりやすく提供することを目的とします。

2. 講師 本協会会員のうち、講師としての条件を満たしている者

3. 講師料 無料

\*講師料及び交通費（3,000円まで）は本協会が負担します。交通費が3,000円を超える場合はご負担いただきます。

\*資料は本協会が用意します。ただし、100名以上ご参加の場合、100を超えた部数の資料は有料とさせていただきます。また追加資料をご請求の場合は、送料をご負担いただきます。

4. 対象別講座と回数
- ・高齢者向け・障がい者向け 60件  
(例) 老人クラブ、いきいきサロン、高齢者のグループ等
  - ・若年層向け 70件  
(例) 大学、専門学校、高校、中学、小学校、児童館、PTA、教員のグループ等
  - ・高齢者・障がい者の見守り講座 70件  
(例) 民生委員、福祉関係者、地域のボランティア、老人クラブ等
5. 申込み団体（講座主催者）の条件について  
本協会の自主事業であり、限られた件数を全国で広く展開したいため、基本的には民間の団体からのお申し込みとさせていただきます。
- ・ 先着順になります。件数に達し次第終了となります。
  - ・ 自治体からのお申込みは、原則有料の講座となります。
  - ・ 山間部・島しょ部等については、講師手配、交通費の上限があることから、本部にて詳細をお聞きした上で、判断させていただきます。
  - ・ 学校からのお申込みは、原則、お受けいたします。  
ただし、多くの学校で講座を展開したいため、1学校2講座までとさせていただきます。  
それ以上の講座は有料とさせていただきます。
  - ・ 広く多くの地域住民に講座を展開する趣旨から、同一団体からの申し込みは4講座まで受け付けます。
  - ・ 図書館・公民館からのお申し込みは「高齢者・障がい者の見守り講座」に限りお受けいたします。
6. 受講人数 1講座20名以上
7. 講座実施時間 1講座1時間
8. 会場 講座主催者で手配等をお願いいたします。  
\*会場・マイク等会場にかかる費用は講座主催者にご負担いただきます。
9. 申込受付期間 平成31年2月28日まで  
(申込先着順：実施予定数を達成次第、申し込みを締め切ります。)
10. 講師派遣期間 平成30年4月1日～平成31年3月10日まで
11. 申込方法 別紙「申込書」にご記入の上、FAXにて以下までご送信ください。
12. 申込・問い合わせ先  
(公社)全国消費生活相談員協会 事務局  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グラント マン日本橋堀留 101  
TEL 03-5614-0316 (全相協消費者講座専用・月～金 10:00～17:00 受付)  
FAX 03-5614-0743

以上

(公社)全国消費生活相談員協会 とは  
全国の消費生活センターなどで消費生活に関する相談を担当している消費生活専門相談員などを会員とする消費者問題の専門家集団です。